

岐阜県公報

目次

条 例

岐阜県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	二
岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	(市町村課)	四
岐阜県興行場法施行条例の一部を改正する条例	(生活衛生課)	五
岐阜県福祉友愛プール条例	(障害福祉課)	五
岐阜県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(子ども家庭課)	八
岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例	(生活安全総務課)	九

本号で公布された条例のあらまし

- 岐阜県税条例の一部を改正する条例(条例第五一号)
- 一 「地方税法」の一部改正に伴い、徴収の猶予及び換価の猶予に関し、次の事項について所要の規定の整備を行うこととした。
- 申請による換価の猶予制度
職権による換価の猶予によるほか、納税者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合には、その申請に基づき、差押財産の換価を猶予できることとした。(第九条の四関係)
 - 徴収及び換価の猶予に係る申請手続等
申請書の記載事項及び添付書類並びに申請期間及び訂正期間を定めることとした。(第九条の二及び第九条の四関係)
 - 分割納付又は分割納入の方法
猶予に係る金額を、分割して納付し、又は納入させる場合の方法を定めることとした。(第九条、第九条の三及び第九条の四関係)
 - 担保の徴収を不要とする場合
猶予に係る金額が一〇〇万円以下、期間が三月以内等の場合は、担保を徴する必要があることとした。(第九条の五関係)
- 二 この条例は、平成二八年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(条例第五二号)
- 一 住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用できる事務として、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく狩猟免許の申請並びに狩猟免許の記載事項及び狩猟者登録の変更の届出に関する事務を追加することとした。(別表第一関係)

号外(一) 平成二十七年十二月二十四日

- 二 「住民基本台帳法」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
 - 三 この条例は、平成二八年一月一日から施行することとした。
- 岐阜県興行場法施行条例の一部を改正する条例(条例第五三号)
- 一 施設の屋内に喫煙室を設ける場合は、施設の出入口から極力離して設けるものとする(第一二条関係)
 - 二 その他所要の規定の整理を行うこととした。
 - 三 この条例は、平成二八年一月一日から施行することとした。
- 岐阜県福祉友愛プール条例(条例第五四号)
- 一 障害者の社会参加の促進並びに障害者のスポーツの推進及び競技水準の向上を図るため、岐阜市に岐阜県福祉友愛プール(以下「プール」という。)を設置することとした。(第一一条関係)
 - 二 プールの管理は、知事が別に議会の議決を経て指定する指定管理者に行わせることとした。(第一〇条、第一五条関係)
 - 三 プール(会議室を除く。)の利用は、障害者、介助者及び六〇歳以上の者に限定するとともに、プールの利用料金は、指定管理者の収入として收受させることとし、その上限額を定めることとした。(第六条、第七条及び別表関係)
 - 四 その他プールの設置及び管理に関し必要な事項を定めることとした。
 - 五 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。
- 岐阜県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第五五号)
- 一 「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、施設長の年齢に係る資格要件(三〇歳以上)を廃止することとした。(第八条関係)
 - 二 この条例は、平成二八年一月一日から施行することとした。
- 岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例(条例第五六号)
- 一 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の一部改正に伴い、次の条例について所要の規定の整備を行うこととした。
 - 1 岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例
 - (一) 特定遊興飲食店営業の許可等に関し、次のとおり必要な事項を定めることとした。

- (1) 特定遊興飲食店営業を営むことができる地域を定めることとした。(第一九条関係)
 - (2) 特定遊興飲食店営業は、午前五時から午前六時までの間は営むことができないこととした。(第二〇条関係)
 - (3) 特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の規制数値を定めることとした。(第二一条関係)
 - (4) 特定遊興飲食店営業を営む者の遵守事項を定めることとした。(第二二条関係)
 - (二) ゲームセンター等(特定の営業に限る。)の営業者は、午後五時から午後一〇時前の時間において、一六歳未満の者を客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めなければならないこととした。(第九条関係)
 - (三) 風俗環境保全協議会を設置する地域を定めることとした。(第二五条関係)
 - (四) その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 2 岐阜県警察関係手数料徴収条例
- (一) 特定遊興飲食店営業に関し、特定遊興飲食店営業許可申請手数料等を新たに徴収することとした。(別表第一関係)
 - (二) その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 3 岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例、岐阜県青少年健全育成条例及び岐阜県風俗案内業の規制に関する条例
 所要の規定の整理を行うこととした。
- 二 この条例は、一、二(一)の一部を除き、平成二八年六月三三日から施行することとした。

条 例

岐阜県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十一号

岐阜県税条例の一部を改正する条例

岐阜県税条例（昭和二十五年岐阜県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。
第九条を次のように改める。

（徴収猶予に係る分割納付又は分割納入の方法）

第九条 知事は、法第十五条第三項又は第五項の規定により、同条第一項若しくは第二項の規定による徴収の猶予（次項及び第三項並びに次条において「徴収の猶予」という。）又は法第十五条第四項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第三項並びに次条において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする場合には、その猶予に係る金額を、その猶予をする期間内において分割して納付し、又は納入させることができる。この場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限（以下この条、第九条の三及び第九条の四において「各分割納付等期限」という。）及び各分割納付等期限ごとの納付金額又は納入金額（以下この条、第九条の三及び第九条の四において「各分割納付等金額」という。）を定めるものとする。

2 知事は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者が前項の規定により定められた各分割納付等金額を当該各分割納付等金額に係る各分割納付等期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があるとき、当該各分割納付等期限及び各分割納付等金額を変更することができる。

3 知事は、第一項の規定により各分割納付等期限及び各分割納付等金額を定めるときは、その旨、当該各分割納付等期限及び各分割納付等金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

4 知事は、第二項の規定により各分割納付等期限及び各分割納付等金額を変更したときは、その旨、その変更後の各分割納付等期限及び各分割納付等金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

（徴収猶予の申請手続等）

第九条の二 法第十五条の二第一項に規定する条例で定める事項は、法第十五条第一項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき当該徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができるできない事情の詳細その他規則で定める事項とする。

2 法第十五条の二第一項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 法第十五条第一項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- 二 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- 三 猶予を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

四 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が三月を超える場合には、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「施行令」という。）第六条の十の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第十五条の二第二項に規定する条例で定める事項は、当該徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細その他規則で定める事項とする。

4 法第十五条の二第二項及び第三項に規定する条例で定める書類は、第二項第二号から第四号までに掲げる書類とする。

5 法第十五条の二第三項に規定する条例で定める事項は、徴収の猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、税目、納期限、金額その他規則で定める事項とする。

6 法第十五条の二第四項に規定する条例で定める書類は、第二項第四号に掲げる書類とする。

7 法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間は、二十日とする。

（職権による換価の猶予に係る分割納付又は分割納入の方法等）

第九条の三 知事は、法第十五条の五第二項において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により、法第十五条の五第一項の規定による職権による換価の猶予又は同条第二項において読み替えて準用する法第十五条第四項の規定による職権による換価の猶予をした期間の延長をする場合には、その猶予に係る金額を、その猶予をする期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。この場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各分割納付等期限及び各分割納付等金額を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、法第十五条の五第二項において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により、前項の猶予に係る金額を分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第十五条の五の二第一項及び第二項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる

書類とする。

一 前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類

二 分割納付又は分割納入をさせるために必要となる書類

(申請による換価の猶予に係る分割納付又は分割納入の方法等)

第九條の四 法第十五條の六第一項に規定する条例で定める期間は、六月とする。

2 知事は、法第十五條の六第三項において読み替えて準用する法第十五條第三項又は第五項の規定により、法第十五條の六第一項の規定による申請による換価の猶予又は同条第三項において準用する法第十五條第四項の規定による申請による換価の猶予をした期間の延長(第六項において「換価の猶予期間の延長」という。)をする場合に、その猶予に係る金額を、その猶予をする期間内の各月(知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月)に分割して納付し、又は納入させるものとする。この場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各分割納付等期限及び各分割納付等金額を定めるものとする。

3 第九條第二項から第四項までの規定は、法第十五條の六第三項において読み替えて準用する法第十五條第三項又は第五項の規定により、前項の猶予に係る金額を分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第十五條の六の二第一項に規定する条例で定める事項は、当該申請による換価の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細その他規則で定める事項とする。

5 法第十五條の六の二第一項及び第二項に規定する条例で定める書類は、第九條の二第二項第二号から第四号までに掲げる書類とする。

6 法第十五條の六の二第二項に規定する条例で定める事項は、換価の猶予期間の延長を受けよつとする徴収金の年度、税目、納期限、金額その他規則で定める事項とする。

7 法第十五條の六の二第三項において準用する法第十五條の二第八項に規定する条例で定める期間は、二十日とする。

(担保を徴する必要がある場合)

第九條の五 法第十六條第一項ただし書に規定する条例で定める場合は、同項ただし書の猶予に係る金額が百万円以下である場合、その猶予に係る期間が三月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第十四條の三中「地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「施行令」という。)」を「施行令」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(徴収猶予に関する経過措置)

2 この条例による改正後の岐阜県税条例(以下「新条例」という。)(第九條、第九條の二及び第九條の五(地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「新法」という。)(第十五條第一項又は第二項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。)(の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)(以後に申請される新法第十五條第一項又は第二項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された同号に掲げる規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)(第十五條第一項又は第二項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。)

(職権による換価の猶予に関する経過措置)

3 新条例第九條の三及び第九條の五(新法第十五條の五第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)(の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた旧法第十五條の五第一項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。)

(申請による換価の猶予に関する経過措置)

4 新条例第九條の四及び第九條の五(新法第十五條の六第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)(の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十二号

岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

岐阜県住民基本台帳法施行条例(平成十四年岐阜県条例第七号)の一部を次のように

改正する。

第三十條中「第三十條の十五第二項」を「第三十條の十五第二項第二号」に改める。

第四十條中「第三十條の十五第二項」の下に「第二号に係る部分に限る。」を加える。

別表第一第一号を次のように改める。

1 削除

別表第一第三号を次のように改める。

3 削除

別表第一第九号の次に次の一号を加える。

9の2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十一條の規定による申請又は同法第四十六條第一項若しくは第六十一

條第四項の規定による届出に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第一第十一号を次のように改める。

11 削除

別表第一第十四号を次のように改める。

14 削除

附則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

岐阜県興行場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第五十三号

岐阜県興行場法施行条例の一部を改正する条例

（昭和三十二年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二号中「次の」を「次に掲げる」に改め、同号口中「喫煙所」を「喫煙室」に改め、同条第三号中「いす席」を「椅子席」に改め、同条第四号中「次の」を「次に掲げる」に改め、同号口中「すべて」を「全て」に改め、同条第五号中「喫煙所」を「喫煙室」

に、

「次の」を「次に掲げる」に改め、同号イ中「入場者が利用しやすい場所に区画して」を「施設の出入口から極力離して」に改め、同号口中「以外の施設に流入しない」を「の外に流れ出ない」に改める。

第三十條中「各号」を削り、同条第十一号八中「喫煙所」を「喫煙室」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

岐阜県福祉友愛プール条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県福祉友愛プール条例

に、

「次の」を「次に掲げる」に改め、同号イ中「入場者が利用しやすい場所に区画して」を「施設の出入口から極力離して」に改め、同号口中「以外の施設に流入しない」を「の外に流れ出ない」に改める。

第三十條中「各号」を削り、同条第十一号八中「喫煙所」を「喫煙室」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

岐阜県福祉友愛プール条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県福祉友愛プール条例

（設置）

（使用の許可）

第一条 障害者の社会参加の促進並びに障害者のスポーツの推進及び競技水準の向上を図るため、岐阜市に岐阜県福祉友愛プール（以下「プール」という。）を設置する。

（使用の許可）

第二条 プール（附属設備等を含む。以下同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ知事（第十条第三項の規定による指定があつた場合は、指定管理者（同項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。）以下この条から第五条まで及び第九条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可にプールの管理上必要な条件を付けることができる。

（使用の不許可）

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、プールの使用を許可しないことができる。

一 プールの管理上支障があるとき。

二 プールを使用させることが適当でないと認められるとき。

（使用許可の取消し等）

第四条 知事は、第二条第一項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずるこ

とができる。

一 プールの管理上支障があるとき。

二 プールを使用させることが適当でないと認められるとき。

（使用許可の取消し等）

第四条 知事は、第二条第一項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずるこ

とができる。

一 プールの管理上支障があるとき。

二 プールを使用させることが適当でないと認められるとき。

（使用許可の取消し等）

第四条 知事は、第二条第一項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずるこ

とができる。

とができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 二 この条例に基づく許可の条件に違反したとき。
- 三 許可を受けた目的以外に使用することが明らかになったとき。
- 四 プールの管理上知事が必要と認めてする指示に従わないとき。
- 五 詐欺その他不正な行為によりこの条例に基づく許可を受けたことが明らかになったとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めるとき。

(特別設備)

第五条 使用者は、プールに特別の設備をしようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

2 第二条第二項の規定は、前項の許可について準用する。

(利用料金)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百四十四条の二第八項の規定により、プールの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(利用料金の納入等)

第七条 使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

3 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

4 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができる。

(原状回復義務)

第八条 使用者は、プールの使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。第四条の規定により使用の許可を取り消されたときも、同様とする。

(遵守義務)

第九条 プールを利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、使用者が第二条第一項の許可を受けた目的の範囲内において行う行為は、この限りでない。

- 一 プールの施設、設備等を毀損し、又は汚損しないこと。
- 二 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 三 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を携帯しないこと。
- 四 物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布しないこと。
- 五 火気又は危険物を取り扱わないこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が指示する事項

2 知事は、利用者が前項の規定に違反した場合は、その行為の中止を命じ、これに従わないときは、プールから退去を命ずることができる。

(指定管理者の指定)

第十条 法第二百四十四条の二第三項の規定により、プールの管理を知事が指定する法人その他の団体に行わせるものとする。

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより、プールの管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添付した申請書を作成し、知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請が次の各号のいずれにも該当する者のうちから最も適当な者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- 一 県民がプールを平等に利用するために必要な措置が講じられていること。
- 二 プールの管理に関する事業計画が、プールの適正な管理のために適切なものであること。
- 三 前号の事業計画の適正な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有する者であること。

4 第二項の規定による申請をした者が法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者である場合は、前項の規定による指定をしないものとする。

5 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(指定管理者の指定の取消し等)

第十一条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第三項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 プールの管理の業務又は経理の状況に関し、知事が必要と認めてする指示に従わないとき。

二 前条第三項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

三 第十三条各号に掲げる基準を遵守しないとき。

四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（第六条第一項に規定する利用料金の收受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、知事が臨時にプールの管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、知事は、別表に掲げる額の範囲内で知事が定める使用料を徴収する。

3 前項の場合にあつては、第七条の規定を準用する。この場合において、同条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

（業務の範囲）

第十二条 プールの管理に関し、指定管理者が行う業務の範囲は、第二条から第五条まで及び第九条に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。

一 プールを活用した障害者のスポーツ活動の指導及び普及に関すること。

二 プールの維持管理に関すること。

三 利用者への便宜の供与に関すること。

四 利用の促進に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。

（管理の基準）

第十三条 指定管理者が行うプールの管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 営業及び休業については、次に掲げるとおりとすること。

イ 火曜日（当該火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）である場合には、その翌日以降の最初の休日でない日）を休業日とする。

ロ 休日の翌日（当該翌日が日曜日又は休日である場合を除く。）を休業日とする。

ハ 十二月二十九日から翌年の一月三日までを休業日とする。

ニ イから八までに掲げるもののほか、臨時に休業し、又は休業日に業務を行うに当たっては、あらかじめ知事の承認を得ること。

二 利用時間については、次に掲げるとおりとする。

イ 午前九時から午後九時までを利用時間とすること。ただし、十月から翌年四月までの間は、午前十時から午後九時までを利用時間とすること。

ロ イに掲げるもののほか、利用時間を変更するに当たっては、あらかじめ知事の承認を得ること。

三 プールの管理に当たって必要があると認める場合には、あらかじめ知事の承認を得て、プールの利用を制限すること。

四 プールの管理に従事している者又は従事していた者が、当該管理に関して知ることのできた個人に関する情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要な措置を講ずること。

（事業計画書の提出等）

第十四条 指定管理者は、毎事業年度、プールの管理に関する事業計画書を作成し、当該事業年度の開始前に、知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（管理の休廃止）

第十五条 指定管理者は、やむを得ない理由によりプールの管理の業務を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。

（公示）

第十六条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第十条第三項の規定による指定をしたとき。

二 第十条第五項の規定による届出があつたとき。

三 第十一条第一項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条の承認をしたとき。

（過料）

第十七条 第四条の規定による停止の命令又は第九条第二項の規定による退去の命令に

従わない者は、五万円以下の過料に処する。

(委任)

第十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、附則第三項の規定は平成二十八年十月一日から施行する。

(準備行為)

2 第十条第三項の規定による指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

(岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

3 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年岐阜県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一岐阜県福祉友愛プールの項及び別表第三岐阜県福祉友愛プール(以下この項において「プール」という。)の項を削る。

別表(第六条、第十一条関係)

区分	金 額			
	午前	午後	夜間	全日
	温水一般障害者 プール利用者 高校生以下 の生 者	一人一回につき一〇〇円		
その他 の者	一人一回につき二〇〇円			
介助者	一人一回につき一〇〇円			
六十歳以上の者	一人一回につき四〇〇円			
全部利用	一一,〇〇〇円	一一,〇〇〇円	一一,〇〇〇円	三六,〇〇〇円

コース利用(コースにつき)	二,〇〇〇円	二,〇〇〇円	二,〇〇〇円	六,〇〇〇円
---------------	--------	--------	--------	--------

会議室 一時間につき七五〇円

備考

一 午前とは、午前九時(十月から翌年四月までの間にあっては、午前十時。第四号において同じ。)から午後一時までをいう。

二 午後とは、午後一時から午後五時までをいう。

三 夜間とは、午後五時から午後九時までをいう。

四 全日とは、午前九時から午後九時までをいう。

五 一般利用とは、温水プールの全部又は一部を貸し切ることなく個人で利用することをいう。

六 高校生とは、高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)の生徒及びこれに準ずる者をいう。

七 介助者とは、温水プールを利用する障害者の介助のために温水プールを利用する者をいう。

岐阜県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十五号

岐阜県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「三十歳以上の者であつて、社会福祉主事」を「社会福祉主事」に、「まの」を「者」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十六号

岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例

(岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第一条 岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年岐阜県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「同項第七号」を「同項第四号」に改める。

第四条第一項中「第十三条第一項」を「第十三条第一項第一号」に、「同項」を「同号」に改め、同条第二項中「第十三条第一項」を「第十三条第一項ただし書」に改める。

第五条の見出し中「午前一時まで」を「午前零時以後において」に改め、同条中「同条第一項第七号」を「同条第一項第四号」に、「第七号」を「第八号」に、「第十三条第一項」を「第十三条第一項第二号」に、「午前一時まで」を「午前零時以後において」に改める。

第六条第一項中「第七号」を「第八号」に、「日出時から」を「午前六時後」に、「午前零時」を「午前零時前」に、「」まで」を「」まで」に改め、同条第二項中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に改める。

第七条第一項の表備考一中「日出時から日没時まで」を「午前六時後午後六時前」に、「日没時から」を「午後六時から」に、「午前零時まで」を「午前零時前」に、「日出時まで」を「午前六時まで」に改める。

第八条第一項及び第二項中の「各号」を削り、同条第三項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に、「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に改める。

第九条を次のように改める。

(法第二条第一項第五号の営業に係る営業所への年少者の立入制限)

第九条 法第二条第一項第五号の営業を営む風俗営業者は、午後五時から午後十時前の時間において、十六歳未満の者を当該営業に係る営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めなければならない。

第十三条第二号中「日出時」を「午前六時」に改める。

第二十一条を第二十六条とする。

第二十条中「第二条第十一項第三号」を「第二条第十三項第四号」に改め、同条を第二十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(風俗環境保全協議会を設置する地域)

第二十五条 法第三十八条の四第一項の条例で定める地域は、別表第二に掲げる地域のほか、特に良好な風俗環境の保全を図る必要があるものとして公安委員会規則で定める地域とする。

第十九条を第二十三条とし、第十八条の次に次の四条を加える。

(特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域)

第十九条 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、別表第二に掲げる地域(医療法第一条の五第一項に規定する病院若しくは同条第二項に規定する患者を入院させるための施設を有する診療所又は児童福祉法第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設若しくは同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター(以下この条において「対象施設」という。)(の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)(の周囲百メートル(対象施設が商業地域内にあるときは、五十メートル)以下の区域を除く。)とする。

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)

第二十条 特定遊興飲食店営業(法第二条第十一項の特定遊興飲食店営業をいう。以下同じ。)は、午前五時から午前六時までの時間については、別表第二に掲げる地域において営んではならない。

(特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の規制数値)

第二十一条 法第三十一条の二十三において準用する法第十五条の条例で定める騒音に係る数値は、第七条第一項の表の上欄に掲げる地域ごとに、同表の下欄に定める深夜に係る数値とする。

2 法第三十一条の二十三において準用する法第十五条の条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

(特定遊興飲食店営業者の営業行為の制限)

第二十一条 特定遊興飲食店営業者(法第二条第十二項の特定遊興飲食店営業者をいう。)は、第八条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 営業所において、賭博に類似する行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。
- 二 営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝をしないこと。

別表第二中「第五条」の下に、「第十九条、第二十条、第二十五条」を加える。

(岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 岐阜県警察関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表一「第七条」を「第八条」に改め、同表十二の項第一号中「第十条の二」を「第十四条」に改め、同表に次のように加える。

<p>十九 法第三十一条の二 十二に規定する特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査</p>	<p>特定遊興飲食店営業許可申請手数料</p>	<p>備考 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第三項の規定が適用される営業所に係る許可を申請する場合における手数料の額は、額の欄に掲げる額に六、八〇〇円を加えた額とする。</p>	<p>二十 法第三十一条の二 十三において準用する法第五条第四項に規定する特定遊興飲食店営業許可証再交付手数料</p>	<p>特定遊興飲食店営業許可証再交付手数料</p>	<p>一通につき 一、一〇〇円</p>		
<p>興飲食店営業の許可証の再交付</p>	<p>特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料</p>	<p>一件につき</p>	<p>八、六〇〇円。ただし、同時に一を超える承認を申請する場合における当該一を超える承認に係るものについては、三、八〇〇円</p>	<p>二十一 法第三十一条の二十三において準用する法第七条第一項に規定する相続による特定遊興飲食店営業の承認の申請に対する審査</p>	<p>特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料</p>	<p>一件につき</p>	<p>一一、〇〇〇円。ただし、同時に一を超える承認を申請する場合における当該一を超える承認に係るものについては、三、三〇〇円</p>
<p>二十二 法第三十一条の二十三において準用する法第七条の二第一項に規定する合併による特定遊興飲食店営業者の承継の承認の申請に対する審査</p>	<p>特定遊興飲食店営業者合併承認申請手数料</p>	<p>一件につき</p>	<p>一一、〇〇〇円。ただし、同時に一を超える承認を申請する場合における当該一を超える承認に係るものについては、三、三〇〇円</p>	<p>二十三 法第三十一条の二十三において準用する法第七条の三第一項に規定する分割による特定遊興飲食店営業者分割承認申請手数料</p>	<p>特定遊興飲食店営業者分割承認申請手数料</p>	<p>一件につき</p>	<p>一一、〇〇〇円。ただし、同時に一を超える承認を申請する場合における当該一を超える承認に係るものについては、三、三〇〇円</p>

<p>食店営業者の承継の承認の申請に対する審査</p> <p>二十四 法第三十一条の二十三において準用する法第九条第一項に規定する特定遊興飲食店営業所の構造等の変更の承認の申請に対する審査</p>	<p>特定遊興飲食店営業所の構造等の変更の承認の申請に対する審査</p>	<p>二十五 法第三十一条の二十三において準用する法第九条第四項に規定する特定遊興飲食店営業の許可証の書換え</p>	<p>二十六 法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第一項に規定する特例特定遊興飲食店営業者の認定の申請に対する審査</p>
<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>
<p>九、九</p>	<p>一、四</p>	<p>一三、〇〇〇円。ただし、同時に一を超える認定を申請する場合における当該一を超える認定に係るものにあつては、一〇、〇〇〇円</p>	<p>一三、〇〇〇円。ただし、同時に一を超える認定を申請する場合における当該一を超える認定に係るものにあつては、一〇、〇〇〇円</p>

<p>する審査</p> <p>二十七 法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第五項に規定する特例特定遊興飲食店営業者の認定の再交付</p>	<p>特例特定遊興飲食店営業者の認定の再交付</p>	<p>二十八 法第三十一条の二十三において準用する法第二十条第六項に規定する特定遊興飲食店営業所の管理者の講習</p>	<p>特例特定遊興飲食店営業者の認定の申請に対する審査</p>
<p>一通につき</p>	<p>講習一時</p>	<p>手数料</p>	<p>六五〇</p>
<p>(岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例の一部改正)</p> <p>第三条 岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例(平成二十年岐阜県条例第十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十九条第一項中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に改める。</p> <p>第二十二条中「第三条」を「第二条第四項」に改める。</p> <p>(岐阜県青少年健全育成条例の一部改正)</p> <p>第四条 岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十六条第一項第一号中「同項第八号」を「同項第五号」に改める。</p> <p>第二十六条第一号中「及び第二号に該当するものをいう」を「に該当する営業に限る。次号において同じ」に改め、又「又は客の相手となつてダンスをさせ」を削り、</p>			

同条第二号中「(風適法第二条第一項第二号に該当する営業に限る。)」を削る。

(岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の一部改正)

第五条 岐阜県風俗案内業の規制に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「又は第二号」を削る。

第十三条第一号中「日出時」を「午前六時」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年六月二十三日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第二条中岐阜県警察関係手数料徴収条例別表第一一の表に十項を加える改正規定(同表十九の項に係る部分に限る。)、及び次項の規定は、同年三月二十三日(以下「一部施行日」という。)から施行する。

(特定遊興飲食店営業許可申請手数料に係る経過措置)

2 一部施行日から施行日の前日までの間における第二条の規定による改正後の岐阜県警察関係手数料徴収条例別表第一一の表十九の項の規定の適用については、同項中「法第三十一条の二十二」とあるのは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十五号)附則第二条第一項の規定によりその例により行うことができることとされる同法による改正後の法第三十一条の二十二」とする。

平成二十七年十二月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社